

# 中空知広域市町村圏組合議会定例会条例

昭和 45 年 11 月 19 日  
条 例 第 1 号

中空知広域市町村圏組合議会の定例会は、毎年 2 回招集する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 48 年 1 月 30 日条例第 1 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 60 年 3 月 13 日条例第 1 号）

この条例は、公布の日から施行する。

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 個人情報等の取扱い（第4条—第16条）
- 第3章 個人情報ファイル（第17条）
- 第4章 開示、訂正及び利用停止
  - 第1節 開示（第18条—第30条）
  - 第2節 訂正（第31条—第37条）
  - 第3節 利用停止（第38条—第43条）
  - 第4節 審査請求（第44条—第46条）
- 第5章 雑則（第47条—第51条）
- 第6章 罰則（第52条—第56条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、中空知広域市町村圏組合議会（以下「議会」という。）における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用の停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- （1）当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第2号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）
- （2）個人識別符号が含まれるもの

2 この条例において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、中空知広域市町村圏組合議会議長（以下「議長」という。）が定めるものをいう。

- （1）特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの
- （2）個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文

字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

- 3 この条例において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして議長が定める記述等が含まれる個人情報をいう。
- 4 この条例において「保有個人情報」とは、議会の職員（以下この章から第3章まで及び第6章において「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、公文書（実施機関（理事長、公平委員会、監査委員及び議会をいう。）の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム、ビデオテープ及び録音テープであって、当該実施機関が組織的に用いるものとして実施機関が保有しているものをいう。）に記録されているものに限る。
- 5 この条例において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。
  - （1） 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
  - （2） 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの
- 6 この条例において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。
- 7 この条例において「仮名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。
  - （1） 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
  - （2） 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- 8 この条例において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。
  - （1） 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
  - （2） 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- 9 この条例において「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。
- 10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の

利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報という。

11 この条例において「保有特定個人情報」とは、職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。

12 この条例において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）別表第1に掲げる法人をいう。

13 この条例において「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。

（議会の責務）

第3条 議会は、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。

## 第2章 個人情報等の取扱い

（個人情報の保有の制限等）

第4条 議会は、個人情報を保有するに当たっては、法令（条例を含む。第12条第2項第2号及び第3号並びに第4章において同じ。）の規定によりその権限に属する事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

2 議会は、前項の規定により特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 議会は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

（利用目的の明示）

第5条 議会は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

（1） 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

（2） 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。

（3） 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

（4） 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

（不適正な利用の禁止）

第6条 議会は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

（適正な取得）

第7条 議会は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

（正確性の確保）

第8条 議会は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

(安全管理措置)

第9条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、議会に係る個人情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。

(従事者の義務)

第10条 個人情報の取扱いに従事する職員若しくは職員であった者、前条第2項の業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下この条及び第52条において同じ。）若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(漏えい等の通知)

第11条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものとしてその定めるものが生じたときは、本人に対し、その定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるとき。

(2) 当該保有個人情報に第20条各号に掲げる情報のいずれかが含まれるとき。

(利用及び提供の制限)

第12条 議会は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、議会は、議長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

(2) 議会が法令の規定によりその権限に属する事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

(3) 理事長、公平委員会若しくは監査委員、他の地方公共団体の機関、他の地方公共団体が設立した地方独立行政法人、法第2条第8項に規定する行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の条例の規定の適用を妨げるものではない。

4 議長は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目

的以外の目的のための議会の内部における利用を議会の特定の職員に限るものとする。

- 5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで及び第29条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

第12条第1項	法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的	利用目的以外の目的
	自ら利用し、又は提供してはならない	自ら利用してはならない
第12条第2項	自ら利用し、又は提供する	自ら利用する
第12条第2項第1号	本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき	人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき
第30条	負担しなければならない	負担しなければならない。ただし、議長は経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、当該負担すべき費用を免除することができる
第38条第1項第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
第38条第1項第2号	第12条第1項及び第2項	番号利用法第19条

（保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求）

第13条 議長は、利用目的のために又は前条第2項第3号若しくは第4号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるも

のとする。

(個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第14条 議長は、第三者に個人関連情報を提供する場合（当該第三者が当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合に限る。）において、必要があると認めるときは、当該第三者に対し、提供に係る個人関連情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人関連情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(仮名加工情報の取扱いに係る義務)

第15条 議会は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報（個人情報であるものを除く。以下この条及び第49条において同じ。）を第三者（当該仮名加工情報の取扱いの委託を受けた者を除く。）に提供してはならない。

- 2 議長は、その取り扱う仮名加工情報の漏えいの防止その他仮名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。
- 3 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに法第41条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。）を取得し、又は当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。
- 4 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて議長が定めるものをいう。）を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。
- 5 前各項の規定は、議会に係る仮名加工情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

(匿名加工情報の取扱いに係る義務)

第16条 議会は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは法第43条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

- 2 議会は、匿名加工情報の漏えいを防止するために必要なものとして議長が定める基準に従い、匿名加工情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 3 前2項の規定は、議会に係る匿名加工情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

### 第3章 個人情報ファイル

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（以下「個人情報ファイル簿」とい

う。)を作成し、公表しなければならない。

- (1) 個人情報ファイルの名称
  - (2) 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称
  - (3) 個人情報ファイルの利用目的
  - (4) 個人情報ファイルに記録される項目（以下この条において「記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第1号カにおいて同じ。）として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（次項第2号において「記録範囲」という。）
  - (5) 個人情報ファイルに記録される個人情報（以下この条において「記録情報」という。）の収集方法
  - (6) 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
  - (7) 記録情報を議会以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先
  - (8) 次条第1項、第31条第1項又は第38条第1項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地
  - (9) 第31条第1項ただし書又は第38条第1項ただし書に該当するときは、その旨
- 2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

(1) 次に掲げる個人情報ファイル

ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの（議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）

イ 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル

ウ 1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル

エ 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの

オ 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの

カ 本人の数が議長が定める数に満たない個人情報ファイル

キ アからカまでに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル

(2) 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの

(3) 前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル

3 第1項の規定にかかわらず、議長は、記録項目の一部若しくは同項第5号若しくは第7号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

#### 第4章 開示、訂正及び利用停止

## 第1節 開示

### (開示請求権)

第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下この章において「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下この章及び第48条において「開示請求」という。）をすることができる。

### (開示請求の手續)

第19条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「開示請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

(1) 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 開示請求に係る保有個人情報が記録されている公文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項

2 前項の場合において、開示請求をする者は、議長が定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

### (保有個人情報の開示義務)

第20条 議長は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1) 開示請求者（第18条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項並びに第27条第1項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

(2) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当

該職務遂行の内容に係る部分

- (3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。
- ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
  - イ 議会の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの
- (4) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (5) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- ア 議長が第24条各項の決定（以下「開示決定等」という。）をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ
  - イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
  - ウ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
  - エ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
  - オ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
  - カ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

（部分開示）

第21条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第2号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

（裁量的開示）

第22条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を

開示することができる。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第23条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、議長は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第24条 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し議長が定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第5条第2号又は第3号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

2 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

第25条 開示決定等は、開示請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、第19条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第26条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から44日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、議長は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等を行う期限

2 前条の規定による開示決定等を行わなければならない期間に、議長及び滝川市議会副議長（以下「副議長」という。）が共に欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第27条 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第45条第2項第3号及び第46条において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、議長は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、議長が定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第24条第1項の決定（以下「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えな

ればならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第20条第2号イ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第22条の規定により開示しようとするとき。

3 議長は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、議長は、開示決定後直ちに、当該意見書（第45条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

（開示の実施）

第28条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して議長が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、議長は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 議長は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。

3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、議長が定めるところにより、議長に対し、その求める開示の実施の方法等を申し出なければならない。

4 前項の規定による申出は、第24条第1項に規定する通知があつた日から30日以内に行わなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

（他の法令による開示の実施との調整）

第29条 議長は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報が前条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

（開示請求の手数料等）

第30条 保有個人情報の開示請求に係る手数料は、滝川市手数料条例（平成12年滝川市条例第3号）の規定にかかわらず、無料とする。

2 第28条第1項の規定による写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

第2節 訂正

(訂正請求権)

第31条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第38条第1項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下この章において同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

(2) 開示決定に係る保有個人情報であつて、第29条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの

2 代理人は、本人に代わつて前項の規定による訂正の請求（以下この章及び第48条において「訂正請求」という。）をすることができる。

3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

(訂正請求の手續)

第32条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「訂正請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

(1) 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

(3) 訂正請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、訂正請求をする者は、議長が定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による訂正請求にあつては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下この章において「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(保有個人情報の訂正義務)

第33条 議長は、訂正請求があつた場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

(訂正請求に対する措置)

第34条 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限)

第35条 前条各項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正請求があつた日から30日以内にしなければならない。ただし、第32条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限の特例)

第36条 議長は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 訂正決定等をする期限

2 前条の規定による訂正決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長が共に欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

(保有個人情報の提供先への通知)

第37条 議長は、第34条第1項の決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

### 第3節 利用停止

(利用停止請求権)

第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この章において「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 第4条第2項の規定に違反して保有されているとき、第6条の規定に違反して取り扱われているとき、第7条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第12条第1項及び第2項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下この章及び第48条において「利用停止請求」という。）をすることができる。

3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内に行なければならない。

(利用停止請求の手續)

第39条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「利用停止請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

(1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

(3) 利用停止請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、議長が定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による利用停止請求にあつては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下この章において「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(保有個人情報の利用停止義務)

第40条 議長は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、議会における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(利用停止請求に対する措置)

第41条 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限)

第42条 前条各項の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第39条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限の特例)

第43条 議長は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 利用停止決定等をする期限

2 前条の規定による利用停止決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長が共に欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

#### 第4節 審査請求

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第44条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。

(審査会への諮問)

第45条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、議長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、中空知広域市町村圏組合情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

(3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合

(4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

2 前項の規定により諮問した場合には、議長は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この項及び次条第2号において同じ。）

(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等）

第46条 第27条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

## 第5章 雑則

（適用除外）

第47条 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する公文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第4章（第4節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。

（開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等）

第48条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

（個人情報等の取扱いに関する苦情処理）

第49条 議長は、議会における個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

（施行の状況の公表）

第50条 議長は、毎年度、この条例の施行の状況の概要を公表するものとする。

（委任）

第51条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

## 第6章 罰則

第52条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円

以下の罰金に処する。

第53条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第54条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第55条 前3条の規定は、構成市町の区域外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第56条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

#### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

## 滝川市の条例の準用に関する条例

昭和 55 年 3 月 8 日  
条 例 第 2 号

(準用規定)

第 1 条 中空知広域市町村圏組合の運営に関し、次に掲げる滝川市条例を準用する。

- (1) 公告式条例 (昭和 46 年滝川市条例第 5 号)
- (2) 滝川市情報公開条例 (平成 9 年滝川市条例第 6 号)
- (3) 滝川市情報公開・個人情報保護審査会条例  
(平成 9 年滝川市条例第 7 号)
- (4) 職員の分限及び懲戒に関する条例 (昭和 51 年滝川市条例第 41 号)
- (5) 滝川市職員の定年等に関する条例 (昭和 59 年滝川市条例第 20 号)
- (6) 滝川市職員の再任用に関する条例 (平成 13 年滝川市条例第 26 号)
- (7) 職員のサービスの宣誓に関する条例 (昭和 46 年滝川市条例第 34 号)
- (8) 職務に専念する義務の特例に関する条例  
(昭和 46 年滝川市条例第 35 号)
- (9) 滝川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例  
(平成 13 年滝川市条例第 10 号)
- (10) 職員の育児休業等に関する条例 (平成 4 年滝川市条例第 1 号)
- (11) 滝川市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例  
(平成 17 年滝川市条例第 43 号)
- (12) 嘱託員等の給与等に関する条例 (昭和 46 年滝川市条例第 127 号)
- (13) 職員等の旅費に関する条例 (平成 11 年滝川市条例第 12 号)
- (14) 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例  
(昭和 46 年滝川市条例第 31 号)

- (15) 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例  
(昭和 46 年滝川市条例第 58 号)
- (16) 滝川市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例  
(平成 17 年滝川市条例第 43 号)
- (17) 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例  
(昭和 46 年滝川市条例第 48 号)
- (18) 滝川市の休日を定める条例 (平成 2 年滝川市条例第 19 号)
- (19) 滝川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例  
(令和元年滝川市条例第 27 号)
- (20) 滝川市個人情報の保護に関する法律条例  
(令和 5 年滝川市条例第 26 号)
- (21) 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例  
(昭和 46 年滝川市条例第 26 号)

(規則への委任)

第 2 条 この条例の実施について必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 滝川市の条例の準用に関する条例(昭和 45 年中空知広域市町村圏組合条例第 4 号)は、廃止する。

附 則 (昭和 59 年 12 月 3 日条例第 1 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 3 年 3 月 4 日条例第 1 号)

この条例は、平成 3 年 4 月 7 日から施行する。

附 則 (平成 3 年 5 月 20 日条例第 3 号)

この条例は、公布の日から施行し、平成 3 年 4 月 7 日から適用する。

附 則 (平成 4 年 11 月 25 日条例第 2 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 5 年 3 月 6 日条例第 1 号)

この条例は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 11 年 3 月 31 日条例第 1 号）

この条例は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年 3 月 14 日条例第 1 号）

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 13 年 3 月 31 日条例第 2 号）

この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年 3 月 13 日条例第 2 号）

この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 24 日条例第 1 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 9 日条例第 1 号）

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 31 日条例第 1 号）

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

# 中空知広域市町村圏組合職員定数条例

〔 昭和 54 年 11 月 22 日 〕  
〔 条 例 第 4 号 〕

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条において準用する同法第 138 条第 6 項、第 172 条第 3 項、第 191 条第 2 項及び第 200 条第 6 項の規定に基づき、職員の定数に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において「職員」とは、理事会の事務部局並びに議会及び監査委員の各機関に常時勤務する一般職に属する職員（臨時的任用職員を除く。）をいう。

(定数)

第 3 条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。

- |                       |     |
|-----------------------|-----|
| (1) 理事会の事務部局の職員       | 8 人 |
| (2) 議会の書記長、書記その他の職員   | 1 人 |
| (3) 監査委員の書記長、書記その他の職員 | 4 人 |

2 前項第 2 号及び第 3 号の職員は、理事会の事務部局の職員がこれを兼ねることができる。

(定数外の職員)

第 4 条 次に掲げる職員は、前条に規定する職員の定数外とする。

- (1) 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 28 条第 2 項及び滝川市の条例の準用に関する条例（昭和 55 年中空知広域市町村圏組合条例第 2 号）第 1 条第 5 号において準用する職員の分限及び懲戒に関する条例（昭和 51 年滝川市条例第 41 号）第 2 条の規定による休職者
- (2) 兼務者

2 前項第 1 号に掲げる職員が職務に服することにより前条の定数を超えるときは、その定数に欠員が生じるまでその職員を定数外とすることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 2 年 1 月 31 日条例第 2 号）

この条例は、平成 2 年 1 月 31 日から施行する。

附 則（平成 3 年 3 月 4 日条例第 2 号）

この条例は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 5 年 3 月 6 日条例第 3 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 9 日条例第 1 号）

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 2 月 17 日条例第 1 号）

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 13 日条例第 1 号）

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 9 日条例第 2 号）

この条例は、公布の日から施行する。

# 中空知広域市町村圏組合公平委員会設置条例

昭和52年2月4日  
条例第5号

地方公務員法（昭和25年法律第261号）の完全なる実施を確保し、その目的を達成するため、同法第7条第3項の規定に基づき、中空知広域市町村圏組合公平委員会を設置する。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

# 中空知広域市町村圏組合の議会議員等の 議員報酬等及び費用弁償に関する条例

昭和45年11月19日  
条例第3号

## (目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第203条及び第203条の2の規定に基づき、中空知広域市町村圏組合（以下「組合」という。）の議会議員（以下「組合議員」という。）及び監査委員（構成市町の常勤の監査委員を除く。以下同じ）に対して支給する議員報酬及び報酬並びに費用弁償に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## (報酬)

第2条 組合議員及び監査委員（以下「組合議員等」という。）が職務に従事したときは、議員報酬又は報酬を支給する。

2 前項の規定により支給する議員報酬又は報酬の額は、1日につき6,800円とし、その職務に従事した都度速やかに支給する。

## (旅費による費用弁償)

第3条 組合議員等が公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、職員等の旅費に関する条例（平成11年滝川市条例第12号）に定める級別区分1級による額とし、その支給方法等については、同条例の例による。

## (会議出席等の費用弁償)

第4条 前条に規定するもののほか、組合議員等で居住地から目的地までの距離が2キロメートル以上ある者が組合の議会の招集等に応じ、組合議会等に出席し、又は職務に従事したときは、費用弁償を支給する。ただし、構成市町の公用車を使用して出席した場合は、この限りではない。

2 前項の規定により支給する費用弁償の額は、鉄道運賃及びバス料金相当額とする。

## (規則への委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

### (施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

### (暫定措置)

2 第3条第2項の規定の適用については、当分の間、同項中「1級」とあるのは、「3級」とする。

附 則（昭和47年10月12日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和50年2月24日条例第1号）

この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則（昭和58年3月5日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和58年1月1日から適用する。

附 則（昭和62年5月25日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和63年2月24日条例第1号）

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成2年2月20日条例第5号）

この条例は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成4年2月28日条例第1号）

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成6年3月5日条例第1号）

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成8年2月28日条例第1号）

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成11年3月31日条例第2号）

（施行期日）

1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の附則第2項の規定は、この条例の施行の日以降に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則（平成12年3月14日条例第1号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月1日条例第1号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月16日条例第1号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成20年12月5日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年2月26日条例第1号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

# 中空知広域市町村圏組合への派遣職員の給与に関する条例

平成5年3月6日  
条例第1号

## （目的）

第1条 この条例は、中空知広域市町村圏組合（以下「本組合」という。）への派遣職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

## （派遣職員の定義）

第2条 この条例で派遣職員とは、本組合を組織する地方公共団体より派遣をされた職員をいう。

## （給与の種類）

第3条 この条例で給与とは、給料及び諸手当をいう。

2 前項の諸手当とは、扶養手当、管理職手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当及びその他の給与をいう。

## （準用規定）

第4条 派遣職員の給与については、当該職員の派遣をした地方公共団体の関係規定を準用するものである。

## 附 則

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

# 中空知広域市町村圏組合特別会計設置条例

昭和46年3月1日  
条例第1号

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定により次の特別会計を設置する。

特別会計の名称	設置の目的
交通災害共済特別会計	交通災害共済事業の円滑な運営と経理の適正をはかるため。
交通遺児奨学事業特別会計	交通遺児奨学事業の円滑な運営と経理の適正をはかるため。
ふるさと市町村圏基金事業特別会計	ふるさと市町村圏基金事業の円滑な運営と経理の適正をはかるため。

(歳入及び歳出)

第2条 特別会計の歳入及び歳出は、次のとおりとする。

特別会計の名称	歳入及び歳出
交通災害共済特別会計	会費、一般会計繰入金、借入金及び附属収入をもって歳入とし、交通災害共済事業費、一時借入金利子その他の諸支出金をもって歳出とする。
交通遺児奨学事業特別会計	積立基金より生ずる利子収入及び附属収入をもって歳入とし、奨学金事業費、一時借入金利子、その他諸支出金をもって歳出とする。
ふるさと市町村圏基金事業特別会計	積立基金より生ずる利子収入及び附属収入をもって歳入とし、ふるさと市町村圏基金事業費、一時借入金利子、その他の諸支出金をもって歳出とする。

附 則

この条例は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則（昭和47年10月12日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和51年3月30日条例第9号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 2 年 1 月 31 日条例第 3 号）

この条例は、平成 2 年 1 月 31 日から施行する。

附 則（平成 12 年 3 月 14 日条例第 1 号）

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成 16 年度における道路維持管理センター特別会計の収入及び支出並びに決算については、なお従前の例による。

# 中空知交通災害共済事業基金条例

昭和49年1月17日  
条例第3号

(目的)

第1条 中空知広域市町村圏組合の交通災害共済事業の健全運営に資するため、交通災害共済事業基金（以下「基金」という。）を設置するものとし、法令に定めがあるものを除くほか、基金の管理及び処分については、この条例の定めるところによる。

(積立)

第2条 基金は次の収入を積立てるものとする。

- (1) 共済見舞金の翌年度支払見込額に相当する会費収入。
- (2) 会員年度（加入会員に係る収入・支出がすべて確定する期間をいう。）決算による剰余見込金または剰余金。
- (3) 基金の運用から生ずる収益

2 前項第1号及び第3号の収入は、すべて交通災害共済特別会計を通じ、この基金に編入するものとする。

3 基金は、第1項第1号の積立額を除き、最近5ヵ年平均見舞金から推計した3ヵ年度分の共済見舞金相当額（以下「目標額」という。）に達するまで積立てるものとし、その後積立額が目標額を欠くに至ったときは、再び目標額に達するまで積立てるものとする。

4 第1項第3号の収入については、前項の規定にかかわらず積立額が目標額に達した後においても積立てることができるものとする。

第2条の2 前条第1項第2号及び第3号の収入は、交通災害共済事業の安定に益する事業の財源に充てるときは、予算の定めるところによりこれを積立てしないことができるものとする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ最も有利な有価証券に代えることができる。

(繰替運用)

第4条 理事会は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰り戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第5条 基金は予算の定めるところ又は議会の議決による場合のほか、処分することはいない。

(施行細目)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理及び処分に関して必要な事項は、理事会が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和51年2月5日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和52年2月4日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成2年1月31日条例第4号)

この条例は、平成2年1月31日から施行する。

附 則 (平成19年12月14日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

# 中空知広域市町村圏組合交通災害共済条例

〔 昭和 46 年 3 月 1 日 〕  
〔 条 例 第 3 号 〕

(目的)

第 1 条 この条例は、中空知広域市町村圏組合を構成する市町（以下「構成市町」という。）の住民で交通事故による災害を受けたものを救済するための共済制度を設けることにより、構成市町の住民の生活の安定と福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「交通事故」とは、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 2 条第 8 号に規定する車両による事故で、同項第 1 号に規定する道路において発生したものをいう。

(交通災害共済の見舞い)

第 3 条 第 1 条の規定に基づいてこの組合が行う交通災害共済（以下「共済」という。）は、会員が交通事故により災害を受けた場合において、死亡又は傷害の程度に応じて共済見舞金を支払う。

2 共済見舞金は、交通事故により災害を受けた都度支払う。ただし、その後の経過により傷害の程度の等級が上位の等級に移行したときは、請求によりその差額を支払う。

(共済期間)

第 4 条 共済期間は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

2 4 月 1 日以降に新たに会員となった者は、申込みのときから始まる。

(共済の発効)

第 5 条 共済は、加入の申込みとともに会費をこの組合に全額払い込むことにより効力を生ずる。

2 前項の規定にかかわらず、共済期間の開始前（以下「予約期間中」という。）の加入申込みで、会費納入済みのものに係る共済は、共済期間の開始の日から効力を生ずる。

(共済会員の資格)

第 6 条 共済の会員となることができる者は、構成市町の区域（以下「圏域」という。）内に居住し、住民基本台帳に登録されている者、及びその被扶養者であって就学のため圏域外に居住しているものとする。

2 前項の規定にかかわらず、共済の会員になった者は、第 4 条に規定する共済期間中はその資格を失わない。

(共済会費額)

第 7 条 共済の会費は、次の区分による。

会員 1 人につき 400 円

2 既納の会費は、これを還付しない。ただし、理事会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(共済見舞金)

第8条 第3条に規定する共済見舞金の額は、別表に定める共済見舞金基準額による。ただし、交通事故による災害の状況により特別な裁定をすることができる。

(支給の制限)

第9条 理事会は、虚偽の請求その他不正な方法により共済見舞金の支給を受けようとし、又は受けた者に対しては、その支給を停止し、又は取り消し、既に支給した見舞金があるときは全額を返還させるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、共済見舞金を支給しない。

(1) 自殺行為又は故意に災害を受けた者

(2) 犯罪行為を目的として車両を運転し、災害を受けた者及びその事情を知って同乗し災害を受けた者

(3) 無免許運転又は酒気帯び運転をし、災害を受けた者及びその事情を知って同乗し被害を受けた者

(4) 著しい速度違反による運転をし、災害を受けた者

(5) 天災、地変及び動乱又はこれらに準ずる異変により災害を受けた者

(6) 正当な理由なしに医師の指示に従わない者

(共済見舞金の請求期間)

第10条 共済見舞金の請求期間は、交通事故の発生した日から1年以内とする。第3条第2項ただし書の規定により傷害の程度の等級が上位の等級に移行したときも、同様とする。

(審査委員会)

第11条 共済見舞金に関する重要事項を審査するため、この組合に中空知交通災害共済審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、委員若干名をもって組織する。

3 委員は、構成市町の職員及び学識経験を有する者のうちから理事会が委嘱する。

(規則への委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、昭和46年4月1日から施行する。

2 この条例施行前に中空知交通災害共済組合交通災害共済条例による共済会員となった者は、この条例による共済会員とみなす。

3 前項の規定による昭和45年度以前の共済会員に係る交通災害共済見舞金の支給に関しては、なお従前の例による。

附 則(昭和46年12月9日条例第4号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和47年度会員から適用する。

附 則(昭和49年1月21日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和49年度会員から適用する。

附 則（昭和 51 年 2 月 5 日条例第 2 号）

この条例は、昭和 51 年 4 月 1 日から施行し、昭和 51 年度会員から適用する。

附 則（昭和 52 年 2 月 4 日条例第 2 号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和 52 年度会員から適用する。

附 則（昭和 53 年 2 月 2 日条例第 2 号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和 53 年度会員から適用する。

附 則（平成 2 年 1 月 31 日条例第 4 号）

この条例は、平成 2 年 1 月 31 日から施行する。

附 則（平成 5 年 3 月 6 日条例第 4 号）

- 1 この条例は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 前項の規定による平成 4 年度以前の共済会員に係る交通災害見舞金の支給に関しては、なお従前の例による。

附 則（平成 17 年 3 月 16 日条例第 3 号）

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 12 月 9 日条例第 3 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。  
（経過措置）
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に発生した交通事故による災害に係る共済見舞金について適用し、同日前に発生した交通事故に係る共済見舞金については、なお従前の例による。

附 則（平成 25 年 3 月 13 日条例第 2 号）

この条例は、公布の日から施行する。

## 別表（第8条関係）

## 共 済 見 舞 金 基 準 額 表

区分・等級	災 害 の 程 度	共 済 見 舞 金 基 準 額	
死亡した場合		円 1,200,000	
傷 害 の 場 合	1 等 級	交通事故にあった日から、180日以内にその傷害が基 で自動車損害賠償保障法施行令（昭和30年政令第286 号）別表第2に定める後遺障害の等級が第1級に該当 する後遺障害があった場合	720,000
	2 等 級	実入通院日数（医師の診断により当該交通事故による 傷害の治療のため実際に通院及び入院を要した日数を いう。以下同じ。）が96日以上の場合	220,000
	3 等 級	実入通院が80日以上96日未満の場合	180,000
	4 等 級	実入通院が64日以上80日未満の場合	150,000
	5 等 級	実入通院が48日以上64日未満の場合	110,000
	6 等 級	実入通院が32日以上48日未満の場合	70,000
	7 等 級	実入通院が16日以上32日未満の場合	40,000
	8 等 級	実入通院が11日以上16日未満の場合	30,000
	9 等 級	実入通院が5日以上11日未満の場合	25,000
	10 等 級	実入通院が3日以上5日未満の場合	20,000

# 中空知交通遺児奨学事業基金条例

昭和51年3月30日  
条例第8号

## (目的)

第1条 中空知広域市町村圏組合の構成市町内に居住する交通遺児に対する奨学事業にあてるため、北門信用金庫の寄付により交通遺児奨学基金（以下「基金」という。）を創設するものとし、法令に定めがあるものを除くほか 基金の管理及び処分については、この条例の定めるところによる。

## (積立)

第2条 基金は、次の収入を積立てるものとする。

(1) 寄付金

(2) 予算に定める金額

2 前項第1号の収入は、予算を通じこの基金に編入するものとする。

## (管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金、その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

## (繰替運用)

第4条 理事会は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰り戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

## (処分)

第5条 基金は、予算に定めるところ又は議会の議決による場合のほか、処分することはできない。 (施行細目)

第6条 この条例に定めるもののほか基金の管理及び処分に関して必要な事項は、理事会

が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成2年1月31日条例第4号）

この条例は、平成2年1月31日から施行する。

附 則（平成21年2月26日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

# 中空知交通遺児奨学金条例

昭和51年3月30日  
条例第8号

## (目的)

第1条 この条例は、交通事故により生計中心者を失った遺児に対して奨学金を支給し、修学を援助することを目的とする。

## (定義)

第2条 この条例における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 交通事故 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第8号に規定する車両による事故で同法同条第1号に規定する道路において発生したもの。
- (2) 遺児 交通事故により死亡した生計中心者の被扶養者であった小学校、中学校及び高等学校に在学中のもので、現に中空知市町に住所を有するもの。
- (3) 保護者 現に遺児と生計をともにし、かつ養育しているもの。
- (4) 中空知市町 本組合の構成市町

## (奨学金の金額)

第3条 奨学金の金額は、遺児1人につき次のとおりとする。

小学生	年額	30,000円
中学生	年額	45,000円
高校生	年額	84,000円

2 年度の途中において、遺児となったものに対する奨学金は、前項の年額の12分の1の額にその日の属する月の翌月（その日が初日であるときは、その日の属する月）からの月数を乗じて得た額をもって、当該年度の奨学金の金額とする。

3 第1項に規定する奨学金のほか、入学の準備費用にあてるため予算の範囲内で奨学一時金を支給する。

(奨学金の支給)

第4条 生計中心者が交通事故により死亡したときは、遺児を扶養することとなった保護者に対して奨学金を支給する。

(支給除外)

第5条 次の各号の一つに該当する場合は奨学金を支給しない。

- (1) 保護者である父母が遺児を伴い婚姻（事実上の婚姻も含む）したとき。
- (2) 養子縁組等により遺児でなくなったとき。
- (3) 保護者の所得金額が理事会の定める額を超える場合。

(申請の手続き)

第6条 この条例に基づき奨学金の支給を受けようとするものは、所定の手続による申請をしなければならない。

(決定)

第7条 前条により申請を受けたときは、理事会は認定又は却下を決定し、申請者に通知しなければならない。

(証書の交付)

第8条 理事会は前条により認定したときは、奨学金証書を交付する。

(支給除外の届出)

第9条 受給者は、第5条に該当することとなった場合は、すみやかに届出をするとともに、奨学金証書を返還しなければならない。

(奨学金の返還)

第10条 理事会は、奨学金の支給を受けている保護者が、偽りその他不正行為を行っていた場合には、既に支給した奨学金の全部又は一部を返還させることができる。

(権利の消滅)

第11条 奨学金は、第6条の申請を受理した年度から支給を開始するものとし既往年度にさかのぼっての支給は行わない。

(施行細目)

第12条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、理事会が別に定める。

附 則

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（昭和52年2月4日条例第4号）

この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則（昭和53年2月2日条例第3号）

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（昭和54年2月28日条例第2号）

この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則（昭和55年3月8日条例第4号）

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭和56年3月5日条例第2号）

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（昭和58年3月5日条例第3号）

この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（平成元年3月7日条例第2号）

この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成2年1月31日条例第4号）

この条例は、平成2年1月31日から施行する。

附 則（平成4年2月28日条例第2号）

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

# 中空知ふるさと市町村圏基金条例

〔平成2年1月31日〕  
条例第1号

## （目的）

第1条 中空知広域市町村圏組合理約（昭和45年地方第2153号指令）第15条の規定による中空知ふるさと市町村圏基金（以下「基金」という。）の管理及び利子処分については、法令に定めのあるもののほか、この条例の定めるところによる。

## （積立）

第2条 基金は、次の収入を積立てるものとする。

- (1) 出資金
- (2) 補助金
- (3) 寄付金

2 前項各号の収入は、予算を通じこの基金に編入するものとする。

3 関係市町の基金に対する出資額は、別表のとおりとする。

## （管理）

第3条 基金に属する現金は、構成市町村の金融機関への預金、その他最も確実有利な方法により保管しなければならない。

## （繰替運用）

第4条 理事会は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰り戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰替えて運用することができる。

## （利子の処分）

第5条 基金から生ずる利子は、予算の定めるところによるほかは処分することができない。

## （施行細目）

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理及び利子処分に関して必要な事項は、理事会が別に定める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年2月26日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年11月24日条例第1号）

この条例は、平成28年12月28日から施行する。

別表（第2条関係）

市 町 名	出資額（千円）
芦 別 市	31,272
赤 平 市	27,369
滝 川 市	90,000
砂 川 市	27,795
歌 志 内 市	21,741
奈 井 江 町	20,964
上 砂 川 町	20,619
浦 臼 町	18,846
新 十 津 川 町	22,221
雨 竜 町	19,173
合 計	300,000